

## 株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に定める事前開示書類)

2025 年 5 月 29 日

エコナビスタ株式会社

2025年5月29日

東京都千代田区紀尾井町3番1号  
エコナビスタ株式会社  
代表取締役 渡邊 君人  
代表取締役 杉寄 将茂

### 株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に定める事前開示書類)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるエーザイ株式会社（以下「エーザイ」といいます。）から、2025年5月16日付で、同法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（但し、当社及びエーザイを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」とい、本売渡株主が有する当社株式を「本売渡株式」といいます。）の全部をエーザイに売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する旨の通知を受け、同日開催の当社取締役会において本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第33条の7に定める事項は以下のとおりです。

#### 1. 特別支配株主の名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）

名称：エーザイ株式会社

住所：東京都文京区小石川四丁目6番10号

#### 2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）

（1）特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）該当事項はありません。

（2）本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）  
エーザイは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」とい

います。) として、当該本売渡株主が所有する本売渡株式 1 株につき 2,190 円の割合をもって金銭を割当付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項 (会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号)  
該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日 (以下「取得日」といいます。) (会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号)

2025 年 6 月 19 日

(5) 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法 (会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号)

エーザイは、本株式売渡対価の全てをエーザイの自己資本・手元現金により支払うことを予定しております。当該自己資本・手元現金の裏付けとして、エーザイは、当社株式及び新株予約権 (注) に対して 2025 年 3 月 17 日から 2025 年 5 月 7 日までを買付け等の期間として行った公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) の添付書類として 2025 年 3 月 13 日時点のエーザイの残高証明書を提出しておりますが、詳細については、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類をご参照ください。

なお、エーザイにおいて、本株式売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は生じておらず、今後発生する具体的な可能性も認識しておりません。

(注) 下記①から④の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。

①2017 年 8 月 2 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 2 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2019 年 8 月 3 日から 2027 年 8 月 2 日まで)

②2020 年 9 月 4 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 3 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2022 年 9 月 5 日から 2030 年 9 月 4 日まで)

③2021 年 9 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 4 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2023 年 9 月 18 日から 2031 年 9 月 17 日まで)

④2022 年 8 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 5 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2024 年 8 月 18 日から 2032 年 8 月 17 日まで)

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件 (会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号)

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所

において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。

但し、当該方法により交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（但し、本株式売渡対価の交付についてエーザイが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価を交付するものとします。

3. 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項、本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号）

（1）本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式売渡請求は、当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び当社の新株予約権の全てを取得し、当社をエーザイの完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、当社が2025年3月14日に公表いたしました「エーザイ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、本取引を通じて当社をエーザイの完全子会社とすることは、当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至りました。

本意見表明プレスリリースに記載のとおり、当社は、2024年11月15日付で、エーザイより公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた完全子会社化を前提とする当社株式の取得の意向を表明した初期的な提案（以下「本提案」といいます。）を受領したことから、本取引に係る具体的な検討を開始いたしました。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引においては、当社の一般株主が最終的に金銭を対価としてスクイーズアウトされることが想定されるため、取引条件の適正さが当社の株主の利益にとって特に重要になると考えられたことから、本取引の意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、2024年11月20日開催の当

社取締役会において、本取引に関してエーザイ、当社及び本応募合意株主（注1）から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてトラスティーズ・アドバイザリー株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）を、エーザイ、当社及び本応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所をそれぞれ選任するとともに、エーザイ、当社及び本応募合意株主から独立した委員（当社の社外取締役兼独立役員である土井一真氏（公認会計士・税理士）、当社の社外監査役兼独立役員である須田雅秋氏（公認会計士）及び当社の社外監査役兼独立役員である佐藤弘康氏（弁護士）の3名）によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の具体的な活動内容等については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置することを決議し、本取引に係る検討体制を構築いたしました。

(注1)「本応募合意株主」とは、2025年3月14日現在における当社の株主のうち、本公開買付けに際して、その所有する当社株式について本公開買付けに応募する旨の契約をエーザイとの間で締結した、株式会社ココアアセット（以下「ココアアセット」といいます。）、ヒューリック株式会社（以下「ヒューリック」といいます。）、東京瓦斯株式会社（以下「東京瓦斯」といいます。）を総称しています。

上記の体制のもと、当社は、本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、エーザイから受けた本公開買付価格及び本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）の提案内容を適時に本特別委員会に共有し、当社の一般株主の利益に配慮する観点から、当社としての交渉方針に係る本特別委員会からの意見、指示、要請等に基づいた上で、トラスティーズ及びシティユーワ法律事務所の助言を受けながら、以下のとおり、エーザイとの間で、2025年3月中旬まで5回に亘る協議・交渉を行いました。

具体的には、当社は、2025年1月8日に、本特別委員会を通じてエーザイに対するインタビューを実施し、本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している当社の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。その上で、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するか否かについては引き続き検討を進めることとしつつ、2025年2月上旬から、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引の条件についてエーザイとの協議・交渉を開始いたしました。

すなわち、当社は、2025年2月12日付で、エーザイから、本公開買付価格につい

ては、当社が 2025 年 10 月期の中間配当を行わないことを前提として、1,700 円（提案日の前営業日である 2025 年 2 月 10 日の当社株式の終値 1,540 円に対して 10.39%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）1,533 円に対して 10.89%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,524 円に対して 11.55%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,625 円に対して 4.62% のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とし、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と各本新株予約権の目的となる当社株式 1 株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数を乗じた金額とし、第 2 回新株予約権 1 個につき 16,250 円、第 3 回新株予約権 1 個につき 13,500 円、第 4 回新株予約権 1 個につき 13,330 円、第 5 回新株予約権 1 個につき 7,560 円とする提案を受けました。

これに対して、当社及び本特別委員会は、2025 年 2 月 14 日付で、エーザイに対して、当社の少数株主の利益を保護し、当社としての説明責任を果たす観点から、本公開買付価格の再提案を要請いたしました。

その後、当社は、2025 年 2 月 19 日付で、エーザイから、本公開買付価格を 1,950 円（提案日の前営業日である 2025 年 2 月 18 日の当社株式の終値 1,456 円に対して 33.93%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,552 円に対して 25.64%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,514 円に対して 28.80%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,619 円に対して 20.44% のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とし、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と各本新株予約権の目的となる当社株式 1 株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数を乗じた金額とし、第 2 回新株予約権 1 個につき 18,750 円、第 3 回新株予約権 1 個につき 16,000 円、第 4 回新株予約権 1 個につき 15,830 円、第 5 回新株予約権 1 個につき 10,060 円とする提案を受けました。

これに対して、当社は、2025 年 2 月 20 日付で、エーザイに対して、当社の少数株主の利益を保護し、当社としての説明責任を果たす観点から、本公開買付価格の再提案を要請いたしました。

その後、当社は、2025 年 2 月 27 日付で、エーザイから、本公開買付価格を 2,080 円（提案日の前営業日である 2025 年 2 月 26 日の当社株式の終値 1,493 円に対して 39.32%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,539 円に対して 35.15%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,501 円に対して 38.57%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,607 円に対して 29.43% のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とし、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と各本新株予約権の目的となる当社株式 1 株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数を乗じた金額とし、第 2 回新株予約権 1 個につき 20,050 円、第 3 回新株予約権 1 個につき 17,300 円、第 4 回新株予約権 1 個につき 17,130 円、第 5 回新株予約権 1 個につき 11,360 円とする提案を受けました。

これに対して、当社は、2025年2月28日付で、エーザイに対して、当社の少数株主の利益を保護し、当社としての説明責任を果たす観点から、本公開買付価格の再提案を要請いたしました。

その後、当社は、2025年3月6日付で、エーザイから、本公開買付価格を2,150円（提案日の前営業日である2025年3月5日の当社株式の終値1,575円に対して36.51%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,504円に対して42.95%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,499円に対して43.43%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,594円に対して34.88%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とし、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と各本新株予約権の目的となる当社株式1株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権1個の目的となる当社株式数を乗じた金額とし、第2回新株予約権1個につき20,750円、第3回新株予約権1個につき18,000円、第4回新株予約権1個につき17,830円、第5回新株予約権1個につき12,060円とする提案を受けました。

これに対して、当社は、2025年3月7日付で、エーザイに対して、当社の少数株主の利益を保護し、当社としての説明責任を果たす観点から、本公開買付価格を2,250円とする提案を行いました。

その後、当社は、2025年3月10日付で、エーザイから、本公開買付価格を2,190円（提案日の前営業日である2025年3月7日の当社株式の終値1,515円に対して44.55%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,507円に対して45.32%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,500円に対して46.00%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,591円に対して37.65%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）とし、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と各本新株予約権の目的となる当社株式1株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権1個の目的となる当社株式数を乗じた金額とし、第2回新株予約権1個につき21,150円、第3回新株予約権1個につき18,400円、第4回新株予約権1個につき18,230円、第5回新株予約権1個につき12,460円とする提案を受けました。

これに対し、当社は、2025年3月11日付で、エーザイに対して、最終的な意思決定は2025年3月14日開催予定の当社取締役会決議によることを前提として、当該提案に応諾する旨を回答いたしました。

さらに、当社は、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2025年3月13日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください）。

い。)。その上で、当社は、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関であるトラスティーズから2025年3月13日付で取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(トラスティーズ)」といいます。なお、当社は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と各本新株予約権の目的となる当社株式1株当たりの行使価額との差額に当該各新株予約権1個の目的となる株式数を乗じた金額とされ、本公開買付価格を基に決定されていることから、本新株予約権の価値について第三者算定機関から算定書を取得しておりません。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下の点等を踏まえると、本取引を通じて当社がエーザイの完全子会社となることが、当社の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

(a) 「ライフリズムナビ+Dr.」(注2)の医療機関又は医療機関と同一法人の介護施設等向けの拡販

当社は、エーザイの事業内容に鑑みて、エーザイが当社の有していない医療機関又は医療機関と同一法人の介護施設等向けの拡販に対する営業ルートを全国的に有していると考えております。今後、「ライフリズムナビ+Dr.」を全国の医療機関等向けに拡販していくにあたり、エーザイの有する知名度や営業ルートを活用することによって、医療機関等への販売を拡大することができると考えております。

(注2) 「ライフリズムナビ+Dr.」とは、睡眠解析技術とセンサフュージョン技術

(注3) を活用した高齢者施設向け SaaS(注4)型見守りシステムです。各種センサーのデータをクラウドで解析し、介護スタッフの端末に通知することで各居室の様子をリアルタイムに把握することができます。これにより入居者に合わせた適切なケアを行うとともに、不要な訪室による状態確認業務を削減し、業務効率化を実現します。また、「ライフリズムナビ+Dr.」は介護テクノロジー利用の重点分野である見守り・コミュニケーション(施設)に該当する機器であり、その導入にあたり、国や自治体からの補助金・助成金の対象になります(補助金・助成金の支給要件は都道府県・市町村によって異なります。)。

(注3) 「センサフュージョン技術」とは、空間情報を取得するセンサーや生体情報を取得するセンサーを組み合わせ、得られた各種データを自動的に分析及び合成することで、リアルタイムに判断結果を出力する技術のことをいいます。

(注4) 「SaaS」とは、Software as a Serviceの略称で、インターネット経由でアプリケーション機能を提供するサービスの形態のことをいいます。

(b) 在宅向け「ライフリズムナビ」(注5) の拡販

当社は、当社の認知症予測AIを独居の高齢者（要介護者含む。）に適用し、当該高齢者やご家族に対して認知機能低下の可能性を示唆することで、早期の対応が可能になると考えております。この際、エーザイの知名度、ブランド力をを利用して広告、宣伝することにより、当社単独での販売よりも効率的に在宅関連市場の開拓をすると考えています。

(注5)「在宅向け『ライフリズムナビ』」とは、「ライフリズムナビ+Dr.」で培ったノウハウを在宅介護領域に最適化し展開するサービスであり、利用者の睡眠状況の把握、室内環境の確認等の機能を有しております。また、在宅向け「ライフリズムナビ」は介護テクノロジー利用の重点分野である見守り・コミュニケーション（在宅）に該当する機器であり、その導入にあたり、国や自治体からの補助金・助成金の対象になります（補助金・助成金の支給要件は都道府県・市町村によって異なります。）。

(c) 上場廃止による負担軽減

当社がエーザイの完全子会社となり、当社株式が上場廃止となることで、株式の上場を維持するために必要な人的・経済的コストを削減することができ、経営資源の更なる有効活用を図ることも可能になると考えております。

当社は、仮に当社とエーザイにおいて当社株式の上場が維持される限度での資本提携にとどまった場合には、当社は上場企業として一般株主の利益に配慮した独立経営が求められ、またエーザイとしても当社への投資に対するリターンを100%享受することができなくなり、両者の間で経営資源の完全な共有を図ることが困難となることから、上記のシナジー効果の実現には自ずと限界があると考えております。そのためエーザイグループ（エーザイ、連結子会社48社及び持分法適用会社1社を総称している、以下同じとします。）とのシナジー効果を最大限発揮するためには、当社とエーザイが完全親子会社となることで両者の利害関係を一致させることができ最適な手法であると考えております。

他方、上場廃止に伴うデメリットとしては、資本市場から資金調達を行うことができなくなることのほか、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを得られなくなることが一般的に挙げられますが、当社としては、市場からの資金調達を当面予定しておらず、また、グループ会社間において必要な融資を行うことが通常想定されるためエーザイグループからの融資等も期待できること、エーザイは株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に株式を上場させている企業として、十分な知名度・ブランド力を有していると考えており、当社がエーザイグループに参画することで、むしろ当社の知名度・ブランド力の向上に資すると考えられ、上場廃止によって当社の社会的信用面に特段の懸念はないと見込まれることから、当社株式の上場廃止による特段のデメリットは想定しておりません。また、上記のとおり、エーザイの完全子会社となることにより当社の

知名度・ブランド力の更なる向上とともに、当社製品の拡販に繋がると考えられ、取引先の縮小等、エーザイの完全子会社となることによるデメリットやディスシナジーは想定しておりません。

なお、当社は、従来から「ライフリズムナビ」の想定顧客の需要及び発想として「介護は数十年続く仕事であり、見守りサービスも長く信頼できる会社のものを使いたい」というものがあると分析しており、かかる需要及び発想に応えるべく、2021年より株式上場に向けた検討を開始し、上場会社となるための組織体制づくり、合理的な事業計画の策定、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の整備・運用、監査体制の整備、それに伴う人員の採用等を実施して参りました。2023年7月に当社株式が東京証券取引所グロース市場に上場した後、現在まで上場会社として営業活動を継続した結果、かかる想定顧客の需要及び発想に応え、有力かつ知名度を有する競合他社との比較において、潜在的な顧客が介護DX（注6、7）の導入を検討する際の候補自体から外れることは減少し、当社株式の上場の目的は一定程度達成したと認識しております。他方、当社は、介護業界において、「介護は人の手で担うもの」という慣習が存在すると認識しており、また、介護の担い手も高齢化が進んでいることから、ICTやIoTの普及及び認知の程度の低さに起因して、これらを導入することに慎重になる傾向があると認識しており、結果として介護DXが拡大することの障壁となっていると考えております。そのような中、当社単体での企業努力によって在宅や病院における新規顧客の開拓を早期に実現することは困難を伴うと考えられることから、当社としてはライフリズムナビ事業の更なる成長の早期の実現を目指して、上場廃止とはなるものの、上記のとおり、医療機関又は医療機関と同一法人の介護施設等向けの拡販に対する営業ルートを全国的に有しております、かつ、認知症領域のパイオニアとして創薬活動や疾患啓発活動を行っていることのみならず、医療用医薬品を中心に研究開発、製造、販売等の事業をグローバルに進めている製薬会社として知名度、ブランド力を有すると考えられるエーザイの完全子会社となることが、上場を維持したまま当社単独での成長を目指すよりも当社の企業価値の向上に資すると考えております。

なお、本公開買付けと同時期に東京瓦斯との業務提携を解消することとなります、業務提携の解消は、本取引の実行とは関係なく、かつ、東京瓦斯が手掛けていた「ライフリズムナビ+HOME」は、業務提携解消後も当社が主体的に在宅向けサービスとして継続展開していく予定であることから、東京瓦斯との業務提携解消による当社の事業への影響は想定しておりません。また、当社は、本公開買付けの成立により、ヒューリックとの資本関係も解消することとなります、本取引の実行後もヒューリックが掲げている「スマートシニアハウジング構想」やヒューリックとの協業体制に変更の予定はなく、ヒューリックとの資本関係解消による当社の事業への影響は想定しておりません。

（注6）「DX」とは、「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変えることをいいます。

(注7)「介護DX」とは、介護の現場にICT機器やサービスを導入し、業務効率化、生産性向上につなげることをいいます。

さらに、当社は、以下の点等を踏まえると、本公開買付価格（2,190円）及び本新株予約権買付価格（第2回新株予約権1個につき21,150円、第3回新株予約権1個につき18,400円、第4回新株予約権1個につき18,230円、第5回新株予約権1個につき12,460円）並びに本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、合理的な株式及び新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

(ア) 本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」に記載されているトラスティーズによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限値及び類似公開会社比準法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回る価格であり、かつ、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果の中央値を超え、上限値に近い価格である。

(イ) 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年3月13日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値1,664円に対して31.61%、2025年3月13日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,523円に対して43.80%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,502円に対して45.81%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,586円に対して38.08%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格であり、他社の類似取引事例におけるプレミアム割合の中央値（注8）と比較すると、公表日の前営業日の終値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム割合は他社の類似事例におけるプレミアム割合を下回るもの、直近1ヶ月間の終値単純平均値及び直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム割合は他社の類似事例におけるプレミアム割合を上回っていることから、他社の類似事例におけるプレミアム割合との比較において、一定の合理性が認められる。

(注8) 経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「M&A指針」といいます。）を公表した2019年6月28日以降、2025年2月28日までの間に公表された非公開化を前提とする第三者による公開買付けの事例（マネジメント・バイアウト（MBO）（注9）、親会社による子会社及び関連会社の買収事例、及び兄弟会社間の買収事例を除く）のうち、不成立に終わった事例、ディスカウント公開買付け事例、二段階公開買付け取引の事例を除いた59件におけるプレミアム割合を参照した結果、これらの事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対する

るプレミアムの中央値は、順に 37.48%、36.90%、42.34%、46.36% です。

(注9)「マネジメント・バイアウト (MBO)」とは、一般に、買収対象者の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象者の事業の継続を前提として、買収対象者の株式を取得する取引のことをいいます。

(ウ) 本公開買付価格は当社株式の上場来高値（3,725 円、2023 年 8 月 1 日）を下回るもの、当社株式の市場株価は上場直後の 1 年間は比較的に乱高下をしており、上場来高値は当該期間に記録されたものである。当社株式の市場株価は、株式上場から 1 年を経過した日（2024 年 7 月 26 日）以降においてそれ以前との比較において安定傾向にあるが、2025 年 3 月 13 日時点で 3 倍超という当社の PBR 水準等に照らせば、1 年を経過した日以降においても当社株式の東京証券取引所グロース市場における株価は市場において一定程度に評価されていると捉えることもできる。本公開買付価格は、かかる株式上場から 1 年を経過した日以降の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値（終値の最高値は 2024 年 7 月 26 日の終値である 2,148 円）を上回っている点で、少なくとも当社株式の直近の株価の推移及び状況との比較において、低いものとはいえない。他方で、上記のとおり、当社の第三者算定機関によるDCF法に基づく算定結果の中央値を超え、上限値に近い価格である点において、当社が実現し得る本源的価値が適切に反映されているものと評価できることを勘案すると、本公開買付価格は当社の少数株主保護の観点からも合理的な水準であるといえる。

(エ) 本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数（第 2 回新株予約権 1 個につき 10、第 3 回新株予約権 1 個につき 10、第 4 回新株予約権 1 個につき 10、第 5 回新株予約権 1 個につき 10）を乗じた金額を基に算定されており、本取引を通じて本新株予約権者の皆様が享受すべき利益が確保されている。

(オ) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られていること等、当社の一般株主の利益への配慮がなされていると認められる。

(カ) 本公開買付価格が、上記の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、当社とエーザイとの間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格である。

(キ) 本特別委員会が、当社から適時に交渉状況の報告を受け、当社の交渉方針に関して意見、指示、要請等を行うこと等により、取引条件に係る交渉過程に実質的に関与した上で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置

及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本答申書において、本公開買付価格を含む本取引の条件は、当社の一般株主の利益に照らして妥当なものであると考えられる旨の意見が示されている。

なお、当社株式は 2023 年 7 月に東京証券取引所グロース市場に上場したものであり、当社は、上場から約 1 年 8 ヶ月程度で上場廃止を伴う本取引に賛同するという判断をしております。この点、当社は、上記のとおり、本取引により、認知症領域のパイオニアとして創薬活動や疾患啓発活動を行っていることのみならず、医療用医薬品を中心に研究開発、製造、販売等の事業をグローバルに進めている製薬会社であるエーザイの広範な営業チャネルを活用することにより、早期の顧客基盤の拡大と当社が目指す病院等の医療機関への「ライフリズムナビ」の普及が大きく前倒しできる可能性が見込まれ、これは当社株式を非公開化した上で当社がエーザイグループの一員となって実行することにより可能となるものであることから、当社株式の上場後の期間にかかわらず、今般のエーザイからの本取引に係る提案を受けることこそが当社の企業価値向上に資すると判断し、本取引の実施に賛同するという判断に至りました。また、このように本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、上記のとおり本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であることから、当社株式の上場後の期間にかかわらず、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであるとの判断に至りました。

以上より、当社は、2025 年 3 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。上記取締役会における決議の方法につきましては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2025 年 5 月 8 日、エーザイより、本公開買付けの結果について、当社の株券等 7,091,940 株（本新株予約権についてその目的となる株式数に換算しています。）の応募があり、買付予定数の下限（4,869,800 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2025 年 5 月 14 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、エーザイの所有する当社株式の議決権所有割合（注 10）は 97.06% となり、エーザイは、当社の特別支

配株主に該当することとなりました。

(注 10) 「議決権所有割合」とは、当社が 2025 年 3 月 14 日に公表した「2025 年 10 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された 2025 年 1 月 31 日現在の発行済株式総数(6, 585, 010 株)に、2025 年 2 月 1 日から 2025 年 5 月 7 日までに本新株予約権の行使により増加した当社株式の数(659, 770 株) (注 11) を加算した株式数(7, 244, 780 株)から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(37 株)を控除した株式数(7, 244, 743 株)に係る議決権の数(72, 447 個)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

(注 11) 2025 年 2 月 1 日から 2025 年 5 月 7 日までに行使された本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	行使された本新株予約権の個数(個)	目的となる当社株式の数(株)
第 2 回新株予約権	53, 980	539, 800
第 3 回新株予約権	6, 802	68, 020
第 4 回新株予約権	1, 860	18, 600
第 5 回新株予約権	3, 335	33, 350
合計	65, 977	659, 770

このような経緯を経て、当社は、エーザイより、2025 年 5 月 16 日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、(i) 本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情は見受けられないこと、(ii) 本株式売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であるところ、当該価格の決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(iii) エーザイは、本株式売渡対価の全てを、自己資本・手元現金により支払うことを予定しているところ、当社としても、当該自己資本・手元現金の裏付けとして、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された 2025 年 3 月 13 日時点のエーザイの残高証明書を確認していること、また、エーザイによれば、本

株式売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は生じておらず、今後発生する具体的な可能性も認識していないこと等から、エーザイによる本株式売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv) 本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始以降 2025 年 5 月 16 日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(vi) 本特別委員会が本株式売渡請求についても検討した上で、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書を提出していること等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、2025 年 5 月 16 日開催の当社取締役会において、エーザイからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

## (2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本株式売渡対価を本公開買付価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、エーザイ及び当社は、本公開買付価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保するため、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、エーザイにおいて実施した措置等については、エーザイから受けた説明に基づくものです。

### ① エーザイにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

エーザイは、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を決定するに際して、エーザイ及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025 年 3 月 14 日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）を取得したとのことです。エーザイが野村證券から取得した本株式価値算定書（野村證券）の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

### ② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、エーザイから提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、エーザイ及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるトラスティーズに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年3月13日付で本株式価値算定書（トラスティーズ）を取得いたしました。

トラスティーズは、エーザイ、当社及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係るトラスティーズの報酬には、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会は、2024年12月4日開催の第1回の会合において、トラスティーズの独立性に特段の問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認しております。

本株式価値算定書（トラスティーズ）の概要については、本意見表明プレスリリーの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」をご参照ください。

### ③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、2024年11月15日付で、エーザイより本提案を受領しましたが、本取引においては、当社の一般株主が最終的に金銭を対価としてスクイーズアウトされることが想定されるため、取引条件の適正さが当社の株主の利益にとって特に重要なと考えられたことから、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するために、2024年11月20日開催の当社取締役会の決議により、エーザイ、当社及び本応募合意株主から独立した委員（当社の社外取締役兼独立役員である土井一真氏（公認会計士・税理士）、当社の社外監査役兼独立役員である須田雅秋氏（公認会計士）、及び当社の社外監査役兼独立役員である佐藤弘康氏（弁護士）の3名）によって構成される本特別委員会を設置しました。当社は、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、当社の社外取締役兼独立役員である土井一真氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本特別委員会の開催回数に応じた報酬のみとしており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引による当社の企業価値の向上を含む。）、(ii) 本取引の条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の妥当性、(iii) 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、(iv) 本取引の決定（本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。）

が当社の少数株主にとって不利益なものではないか、(v) 上記(i)から(iv)を踏まえ、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、並びに当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非(以下、(i)から(v)を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱しました。

また、当社は、上記取締役会決議において、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する当社取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議しております。併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(i) 本特別委員会が自らエーザイと交渉を行うことができる権限のほか、エーザイとの交渉を当社の社内者やアドバイザー等が行う場合でも、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、(ii) 必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限(この場合の費用は当社が負担するものとしております。)のほか、当社が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認(事後承認を含む。)する権限、さらに、(iii) 答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与しております。上記(ii)の権限付与を受けて、本特別委員会は、2024年12月4日に開催された第1回の会合において、当社が選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてトラスティーズを、リーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所をそれぞれ選任することを承認いたしました。

本特別委員会は、2024年12月4日から2025年3月13日までに、会合を合計10回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて隨時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社から、当社の事業内容・業績推移、主要な経営課題、本取引により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、本取引の条件の検討の際に基礎とされる当社の事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、エーザイから、本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している当社の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるトラスティーズから、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました。以上の検討に際して、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事

務所から、本特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について適宜助言を受けております。

そして、本特別委員会は、当社から、当社とエーザイとの間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、当社に対して計4回に亘り、エーザイに対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を意見し、当社が当該意見に従ってエーザイと交渉を行ったことにより、エーザイとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、以上の経緯のもと、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2025年3月13日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

#### (a) 答申内容

- (i) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。
- (ii) 本公開買付価格を含む本取引の条件には妥当性が確保されていると考えられる。
- (iii) 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。
- (iv) 本取引（本公開買付けに対して賛同意見を表明すること並びに当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。）は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- (v) 上記（i）から（iv）を踏まえると、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、並びに当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、いずれも相当であると考えられる。

#### (b) 答申理由

- (i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引による当社の企業価値の向上を含む。）

以下の点を総合的に考慮すると、本取引は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。

- ・当社によれば、高齢者人口の増加及び高齢者を支える65歳未満の人口の減少に伴い、今後、益々介護職員不足が深刻化していく傾向にあるとのことである。他方、全国の介護施設等のベッド数は200万床超存在するところ、

2024 年 4 月末時点において当社の「ライフリズムナビ」の市場浸透率は 1 %未満であり民間介護施設を中心に導入の余地は大きいと考えているとのことである。また、当社の各事業に関する経営課題として、介護業界において、「介護は人の手で担うもの」という慣習が存在することに加えて、介護の担い手も高齢化が進んでいることから、I C T や I o T の普及及び認知の程度の低さに起因して、これらを導入することに慎重になる傾向があり、結果として介護 D X が拡大することの障壁となっているとのことである。かかる状況を踏まえて、当社としては、代理店が持つ顧客との既存のパイプを活かしつつ、オンラインデモでわかりやすく「ライフリズムナビ」のメリットの理解を深めることを通じて、新たな顧客獲得を目指しているが、上記のとおり 2024 年 4 月末時点において当社の「ライフリズムナビ」の市場浸透率は 1 %未満に留まっており、全国シェア拡大によるデファクト化と、在宅や病院における新規顧客（B t o B 、 B t o B t o C ルート）の開拓をいかに実現するかが当社の重要課題になっているとのことである。この点、当社は 2023 年 7 月に東京証券取引所グロース市場に株式上場したが、かかる株式上場の準備を通じて、組織体制の強化、合理的な事業計画の策定、人員体制の増強を図った結果、有力かつ知名度を有する競合他社との比較において、潜在的な顧客が介護 D X の導入を検討する際の候補自体から外れることは減少するに至っているとのことである。もつとも、上記のような介護業界における介護 D X 拡大への障壁が存在することから、当社単体での企業努力によって在宅や病院における新規顧客の開拓を早期に実現することは困難を伴うところ、当社としてはライフリズムナビ事業の更なる成長の早期の実現を目指して、介護施設や病院等に対して広く営業チャネルを有する企業を前提として、M & A による連携の可能性を模索及び検討していたとのことである。以上の事業環境及び経営課題に係る説明内容について、当社及びエーザイに対するインタビューやその他の一般的な公表情報を踏まえると、特段不合理な点は認められない。

- ・エーザイによれば、長年に亘り認知症領域のパイオニアとして創薬活動や疾患啓発活動を行ってきたエーザイは、認知症関連の課題解決に向け、様々な業種や団体と連携し、エーザイが保有するデータを利活用することで、一般生活者から認知症当事者様・ご家族へ適切なサービス等を提供する認知症プラットフォームの構築に向けて事業活動を進めているとのことである。エーザイによれば、かかる活動の過程において、当社の「ライ

「フリズムナビ」が、エーザイが目指す認知症プラットフォームのコアソリューションになる可能性を感じ、2024年7月24日付で当社との間で、認知症エコシステムの構築を目指す業務提携契約を締結したことである。そして、実証実験において、施設の介護職員を介在させた、MC I（軽度認知障害）・認知症当事者様の新しい医療動線となりうる結果が見込めることとなり、エーザイは、当社との更なる連携によりMC I（軽度認知障害）・認知症の予防や早期受診の実現が期待できると考えるに至ったことから、2024年8月下旬に、資本提携に係る検討を開始し、2024年10月初旬に、更なる成長の実現及び企業価値の向上を図るには、エーザイと当社が資本面で提携することが合理的な戦略であり、またより多くのシナジーを創出していくためには、エーザイによる当社の完全子会社化を通じた迅速かつ機動的な意思決定が必要であると考えるに至り、2024年11月15日付で当社に対して本取引を行うことを提案したことである。他方で、上記のとおり、介護施設や病院等の医療機関に対して広く営業チャネルを有し波及力を有する企業を前提として、M&Aによる連携の可能性を模索及び検討していた当社としても、エーザイは、認知症領域のバイオニアとして創薬活動や疾患啓発活動を行っていることのみならず、医療用医薬品を中心に研究開発、製造、販売等の事業をグローバルに進めている製薬会社であり、病院等の医療機関に対して広く営業チャネルを有し、サービスの波及力を有することから、エーザイとのM&Aを実施することにより、エーザイの営業ルートの活用という連携を通じて、当社が目指す病院等の医療機関への「ライフリズムナビ」の普及が大きく前倒しして実現できると想定していることである。以上の本取引の意義・目的に関する認識は、概ね当社及びエーザイにおいて一致しており、その説明内容についても特段不合理な点は認められない。

- ・当社によれば、当社は、本取引を通じてエーザイの完全子会社となることにより、①「ライフリズムナビ+Dr.」の医療機関又は医療機関と同一法人の介護施設等向けの拡販、②在宅向け「ライフリズムナビ」の拡販及び③上場廃止による負担軽減といったシナジー効果を期待していることである。この点、エーザイへのインタビューも踏まえると、エーザイにおいても、「ライフリズムナビ+Dr.」や在宅向け「ライフリズムナビ」の拡販におけるシナジー等を期待していることであり、本取引によるシナジー効果に対する当社とエーザイの認識に看過し難い乖離は認められな

い。その上で、当社によるシナジー効果に関する説明内容については、本特別委員会としても十分首肯し得るものである。

- ・当社によれば、仮に当社とエーザイにおいて当社株式の上場が維持される限度での資本提携にとどまった場合には、当社は上場企業として一般株主の利益に配慮した独立経営が求められ、またエーザイとしても当社への投資に対するリターンを100%享受することができなくなり、両者の間で経営資源の完全な共有を図ることが困難となることから、上記のシナジー効果の実現には自ずと限界があると考えているとのことである。そのためエーザイとのシナジー効果を最大限発揮するためには、当社とエーザイが完全親子会社となることで両者の利害関係を一致させることができ最適な手法であると考えているとのことである。また、エーザイへのインタビューによれば、エーザイとしても上記と同趣旨の認識を有しており、両者の認識は一致している。本特別委員会としても、両者による説明内容には特段不合理な点は見受けられず、当社がエーザイの完全子会社となることには一定の合理性があると思料する。
- ・本取引により当社株式が上場廃止となることに伴い想定され得るデメリットについて、当社及びエーザイへのインタビューを通じて検討した結果、顧客その他取引先に対する影響、今後の資金調達への影響、非上場化に伴うコンプライアンス体制の弱体化、今後の人材採用での影響、既存従業員への影響等、いずれにおいても影響は限定的であり、本取引によって期待されるシナジー効果を上回るようなデメリットが生じる具体的な懸念は特に認められない。
- ・当社株式は2023年7月に東京証券取引所グロース市場に上場したものであり、当社は、上場から約1年8ヶ月程度で上場廃止となる判断をすることとなる。この点、当社によれば、本取引により、認知症領域のパイオニアとして創薬活動や疾患啓発活動を行っていることのみならず、医療用医薬品を中心に研究開発、製造、販売等の事業をグローバルに進めている製薬会社であるエーザイの広範な営業チャネルを活用することにより、早期の顧客基盤の拡大と当社が目指す病院等の医療機関への「ライフリズムナビ」の普及が大きく前倒しできる可能性が見込まれ、これは当社株式を非公開化した上で当社がエーザイグループの一員となって実行することにより可能となるものであることから、当社株式の上場後の期間にかかわらず、今般のエーザイからの本取引に係る提案を受けることこそが当社の企

業価値向上に資すると判断することができることである。当社及びエーザイによる本取引によるシナジー効果に関する説明を踏まえれば、かかる説明内容については、本特別委員会としても十分首肯し得るものである。

(ii) 本取引の条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の妥当性  
以下の点を総合的に考慮すると、本公開買付価格を含む本取引の条件は、当社の少数株主の利益に照らして妥当なものであると考えられる。

- ・本公開買付価格は、トラスティーズによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限値及び類似公開会社比準法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回る価格である。また、DCF法に基づく算定結果の中央値を超え、上限値に近い価格であって、当社が実現し得る本源的価値が適切に反映されているものと評価できる。なお、トラスティーズが採用した当社株式の株式価値の算定手法である市場株価法、類似公開会社比準法、DCF法のいずれの算定手法についても意図的又は恣意的な取扱いは見受けられず、トラスティーズによる当社株式の株式価値の算定結果は、本公開買付価格の妥当性を判断するための参考資料として一定の合理性が首肯できる。
- ・本公開買付価格に付されたプレミアムは、トラスティーズが抽出した類似事例におけるプレミアム割合の水準との比較において、一定の合理性が認められると考えられる。
- ・また、本公開買付価格は当社株式の上場来高値を下回るものの、当社株式の市場株価が安定した株式上場から1年を経過した日（2024年7月26日）以降の終値（なお、当社のPBR水準等に照らせば、当該日以降においても当社株式の東京証券取引所グロース市場における株価は市場において一定程度に評価されていると捉えることができる。）を上回っている点で、少なくとも当社株式の直近の株価推移を勘案しても、合理的な水準にあると捉えることもできる。
- ・本公開買付価格は、当社の2024年10月末日現在における1株当たり純資産額（496.99円）を大きく上回っており、少なくとも簿価純資産額との比較において、本公開買付価格の合理性を否定すべき事由は特段認められない。
- ・本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に、本新株予約権1個の目的となる株式数を乗

じた金額とされている。上記のとおり、本公開買付価格は一定の合理性があるものと考えられるところ、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額により算定されていることから、本新株予約権買付価格についても同様に一定の合理性があるものと考えられる。

- ・エーザイによれば、本公開買付けにおいては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定は予定されていない。この点については、たしかに、このような買付予定数の下限を設定することが、当社の少数株主の利益に資すると考える余地はあるものの、M&A指針においても、既に買収者の保有する対象会社の株式の割合が高い場合においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することにより、企業価値の向上に資するM&Aの成立を阻害してしまうおそれ等があるとの懸念もあり、常にかかる条件を設定することが望ましいとまでいうことは困難であるとされている。この点、本特別委員会としては、①エーザイと応募契約を締結予定のココアアセットが当社株式2,053,250株（所有割合:28.11%）、ヒューリックが当社株式672,750株（所有割合:9.21%）、東京瓦斯が当社株式622,750株（所有割合:8.53%）をそれぞれ所有しており、上記懸念が相当程度当てはまると考えられること、②仮にマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、かえって本公開買付けに応募した少数株主の利益を害する可能性があること、さらに、③他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性は確保されていると評価できること等を総合的に考慮すると、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていなくとも、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと思料する。
- ・当社の株主をエーザイのみとし、当社を完全子会社化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）としては、株式等売渡請求又は株式併合が予定されているところ、いずれの場合でも、法令上、本公開買付けに応募しなかった株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されている。また、エーザイによれば、本スクイーズアウト手続は、本公開買付けの決済の完了後速やかに進めていく予定のことであり、さらに、①株式等売渡請求の場合は、株式売渡請求においては、エーザイが、1株当たりの対価として、各株主に対し本公開買付価格と同

額の金銭を交付すること、新株予約権売渡請求においては、エーザイが、本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権者に対し本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付すること、②株式併合の場合は、併合の結果生じた端数の合計数に相当する当社株式の売却価格について、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった当社の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことが予定されている。加えて、本新株予約権が行使されず残存した場合には、エーザイは当社に対して、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨その他本取引の実行に必要な合理的な手続を実施することを要請し、又は実施する予定とのことであり、その際に本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける本新株予約権買付価格に当該新株予約権者が所有していた本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定することが予定されていることである。以上のとおり、本公開買付けを含む本取引においては、いわゆる強圧性の問題に対応すべく、本公開買付けに応募しなかった株主及び本新株予約権者の利益に配慮がなされているといえ、本スクイーズアウト手続に係る条件には、一定の合理性があると考えられる。

- ・下記（ⅲ）に記載のとおり、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられるところ、本公開買付価格を含む本取引の条件は、かかる公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。

#### （ⅲ）本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

以下の点を総合的に考慮すると、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。

- ・当社は、本取引の検討に当たり、当社の意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、公正性担保措置の一環として本特別委員会を設置している。本特別委員会は、本公開買付価格の具体的な交渉に入るより以前に設置されており、また、各委員の独立性を疑うべき事由は認められない。当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対し、①本特別委員会が自らエーザイと交渉を行うことができる権限のほか、エーザイとの交渉を当社の社内者やアドバイザー等が

行う場合でも、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、②必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は当社が負担するものとされている。）のほか、当社が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、③答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与している。これを受け、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、それぞれを当社のアドバイザー等として承認した。さらに、当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する取締役会においては、本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議しており、本特別委員会の判断内容の実効性の確保に配慮がなされている。以上のとおり、本特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、本特別委員会は、企業価値の向上及び少数株主の利益を図る立場から、本取引の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行った。

- ・当社は、本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるトラスティーズから本株式価値算定書（トラスティーズ）を取得しているほか、独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所から本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けている。なお、当社は、トラスティーズから、本公開買付価格が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）までは取得していないが、我が国においては、フェアネス・オピニオンの公正性担保措置としての有効性は事案により一様ではないと解されている中、本取引の検討過程に照らした結果、本取引の是非を検討するために、フェアネス・オピニオンの取得が必須であると考えるべき事情までは認められず、フェアネス・オピニオンを取得しなくとも、本取引に係る交渉過程及び意思決定過程に至る

手続の公正性が否定されるものではないと思料する。

- ・本特別委員会は、エーザイとの本公開買付価格に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、その交渉過程に実質的に関与しており、かかる交渉過程に関して、当社の少数株主の利益に配慮すべき観点から特段不合理な点は見当たらない。
- ・当社取締役 9 名のうち、①取締役会長である梶本修身氏（以下「梶本氏」といいます。）は、梶本氏の資産管理会社であるココアアセットがエーザイとの間でその所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を締結予定であり、また、②取締役である奥野素平氏（以下「奥野氏」といいます。）は、エーザイとの間でその所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を締結予定のヒューリックの新事業創造部海外事業室長を兼務している。この点、当社においては、利益相反の疑いを回避する観点から、上記 2 名の取締役は、2025 年 3 月 14 日開催予定の取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案に関する審議及び決議には参加しないことが予定されている。また、当該 2 名は、当社の立場においてエーザイとの協議及び交渉にも一切関与していないとのことであり、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、エーザイからの独立性に疑義がある者が当社の意思決定に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。
- ・エーザイは、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）を、法令に定められた最短期間の 20 営業日より長期の 34 営業日に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、エーザイ以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことである。また、エーザイ及び当社は、当社がエーザイ以外の者（対抗的買収提案者）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことであり、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことである。
- ・本取引に係るプレスリリースにおいては、本特別委員会に関する情報、当

社株式の株式価値の算定結果の内容に関する情報、本取引を実施するに至った背景、目的等に関する情報、当社とエーザイとの間で行われた取引条件に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報等について、それぞれ一定の開示が予定されており、当社の株主及び本新株予約権者による取引条件の妥当性についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

(iv) 本取引の決定（本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものではないか

以上のとおり、(i) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられ、(ii) 本公開買付価格を含む本取引の条件には妥当性が確保されていると考えられ、(iii) 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。そして、上記の検討事項以外の点において、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考えるべき特段の事情は認められないため、(iv) 本取引（本公開買付けに対して賛同意見を表明すること並びに当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。）は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(v) 上記 (i) から (iv) を踏まえ、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、並びに当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記 (i) から (iv) を踏まえると、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、並びに当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、いずれも相当であると考えられる。

#### ④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、エーザイ及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する当社取

締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

シティユーワ法律事務所は、エーザイ及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係るシティユーワ法律事務所の報酬には、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会は、2024年12月4日開催の第1回の会合において、シティユーワ法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しております。

##### ⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、トラスティーズから取得した本株式価値算定書（トラスティーズ）、シティユーワ法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値の向上が見込まれるとともに、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格並びに本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主及び本新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、合理的な株式及び新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年3月14日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社取締役（梶本氏及び奥野氏を除く7名（渡邊君人氏、杉崎将茂氏、野村和弘氏、安田輝訓氏、川又大祐氏、木戸岡大輔氏及び土井一真氏））の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、上記取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、取締役会長である梶本氏は、梶本氏の資産管理会社であるココアアセットが本公開買付けに際してエーザイとの間で、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（ココアアセット）」といいます。）を締結することが予定していたことから、また、取締役である奥野氏は、エーザイとの間で、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（ヒューリック）」といいます。）を締結予定であるヒューリックの新事業創造部海外事業室長を兼務していることから、それぞれ他の当社の一般株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、利益相反の疑義を回避する観点から、上記の当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る

議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場においてエーザイとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

また、当社の取締役である川又大祐氏は、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結予定である東京瓦斯の出身者であるものの、2022年3月に同社を退職し、それ以降、現在に至るまで東京瓦斯及びその完全子会社の役職員ではなく、同社から指示等を受けるような立場及び関係性もないことから、同氏が同社の出身者であること自体は利益相反のおそれを生じさせる事情や少数株主との利害が相反する事情には当たらないと判断しております。

#### ⑥ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、エーザイから独立した立場で、本取引に係る検討及び交渉を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2024年11月15日付で、エーザイより本提案を受領して以降、利益相反の疑義を回避する観点から、当社とエーザイとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉及び当社内部における検討過程において、本応募契約（ココアアセット）の締結が予定されていたココアアセットが梶本氏の資産管理会社であることから同氏を関与させず、また、奥野氏はエーザイとの間で本応募契約（ヒューリック）を締結予定であるヒューリックの新事業創造部海外事業室長を兼務していることから同氏を関与させないこととした上で、エーザイから独立した取締役2名（渡邊君人氏及び川又大祐氏）を中心とした社内検討体制を構築いたしました。当社は、このような体制のもとで、トラスティーズがDCF法の算定の基礎とした2025年10月期から2034年10月期までの10期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）を策定しており、本事業計画の策定過程において、エーザイ及びエーザイと利害関係のある者による関与はありません。

以上の取扱いを含めて、当社における本取引の検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会における確認を受けております。

#### ⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、エーザイとの間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、エーザイは、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い34営業日に設定しているとのことです。エーザイは、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式及び本新株予約権についてエーザイ以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

4. 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定めの相当性その他の本株式売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

エーザイは、本株式売渡対価の全てをエーザイの自己資本・手元現金により支払うことを予定しているところ、当社としても、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された2025年3月13日時点のエーザイの残高証明書によりエーザイが本株式売渡対価の支払うための資金を確保する方法を確認しており、また、エーザイによれば、本株式売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことであること等から、エーザイによる本株式売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式売渡対価の交付の見込みはあると判断しております。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定めの相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法により交付ができないかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（但し、本株式売渡対価の交付についてエーザイが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価を交付するものとされているところ、本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第4号）

該当事項はありません。

以上